津山市優秀選手等激励金交付要領

第１　趣旨

この要領は、津山市（以下「市」という。）が国若しくは県を代表して国際大会や全国大会に出場することを認められ、又はそれらの大会で顕著な成績をあげた優秀選手等に対し、激励金を交付することにより津山市の競技スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第２　激励金の交付対象者等

１　交付対象者の条件

激励金の交付を受けることのできる者は市内に住所を有する者、市内に勤務先（学校）を有する者、その他市長が特に必要と認めた者で次のとおりとする。

（１）国若しくは県レベルの競技団体が開催する予選会又は選考会を経た者

（２）国民スポーツ大会に出場する選手及び監督

２　団体競技における賞賜金交付対象人員の取扱い

団体競技の場合の対象者は、大会要項等に定められている員数以内とする。

第３　激励金の交付対象となる大会

激励金の交付対象となる大会は次のとおりとする。

（１）　（公財）日本スポーツ協会若しくは同協会へ加盟している競技団体が主催する全国規模以上の大会、又はそれらの団体から推薦を受けて出場する国際大会

（２）　前号以外の大会については、市で大会の内容を精査し、特に交付対象と認める大会

第４　激励金の金額

１　激励金は、次の表に定める額とする。ただし、団体競技の申請については、２００，０００円を上限とする。

大会	激励金の金額
オリンピック、パラリンピック	５０，０００円 × 人数
国際大会	２０，０００円 × 人数
全国大会	１０，０００円 × 人数

第５　激励金の申請等

１　激励金の交付を受けようとする団体又は個人は、所定の申請書に次の書類を添えて市に提出するものとする。ただし、国民スポーツ大会出場者についてはこの限りでない。

（１）大会要項

（２）予選大会要項及びその結果

（３）選手名簿

（４）その他　市が指示する書類

２　市は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、激励金を交付するものとする。

３　激励金の申請は事前申請を原則とする。やむを得ず事後申請を行う場合、対象となる大会終了後、３ケ月以内に申請のあったものを交付対象とする。

第６　その他

１　激励金の交付を受けた者は、大会終了後１箇月以内に所定の書類により、大会結果報告を提出しなければならない。

２　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　　則

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

付　　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

付　　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

付　　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

付　　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

付　　則

この要領は、令和３年８月１日から施行する。

付　　則

（施行期日）

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の津山市優秀選手等激励金交付要領の規定は、令和５年４月１日以後に開催する大会について適用し、同日前に開催した大会については、なお従前の例による。

付　　則

この要領は、令和６年２月１日から施行する。